

火葬場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、火葬場条例(平成20年久慈広域連合条例第7号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 久慈地区斎場(以下「火葬場」という。)の使用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

2 広域連合長は、必要があると認めるときは、前項の使用時間を臨時に変更することができる。

(許可の申請)

第3条 条例第4条第1項の規定による許可(以下「許可」という。)を受けようとする者は、火葬場使用(変更)許可申請書(様式第1号)を条例第2条に規定する指定管理者(広域連合長が火葬場の管理を行う場合にあっては、広域連合長。以下同じ。)に提出しなければならない。

(許可証の交付)

第4条 指定管理者は、許可をしたときは、火葬場使用(変更)許可証(様式第2号)を交付するものとする。

(許可証の提出等)

第5条 許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、火葬場を使用しようとするときは、火葬場使用(変更)許可証に墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第8条の規定により交付を受けた火葬許可証又は改葬許可証を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、火葬を行ったときは、火葬許可証にその日時を記入し、記名押印して、使用者に返すものとする。

(許可の条件)

第6条 次に掲げる事項は、許可の条件とする。

(1) 使用を終了したとき、又は条例第6条の規定により使用の許可を取り消されたときは、指定管理者の指示に従って、速やかに跡片付けその他の整理整頓をすること。

(2) 感染症の疾病にかかっていると認められる者、酒気を帯びていると認められる者、火薬、凶器等の危険物を携帯する者等で火葬場内の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められるものを入場させないこと。

(3) その他火葬場の維持管理のためにする指定管理者の指示に従うこと。

(焼骨の引渡し)

第7条 指定管理者は、焼骨の引取時刻を指定し、使用者に通知しなければならない。

2 指定管理者は、前項の指定時間内に焼骨の引取りがないため、業務に支障があると認めるときは、当該職員をして、便宜措置させることができる。

(指定管理者による立入り)

第8条 指定管理者は、火葬場の管理運営上必要があると認めるときは、使用中の火葬場の施設内にその管理の業務に従事する者を立ち入らせることができる。

(使用料の徴収時期等)

第9条 使用料は、許可の際に徴収する。ただし、広域連合長が特別の理由があると認めるときは、広域連合長が指定した時期に徴収することができる。

(使用料の免除)

第10条 条例第8条の規定により使用料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、火葬場使用料免除申請書(様式第3号)を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の申請書が提出された場合において、使用料の免除を承認したときは、火葬場使用料免除承認書を交付するものとする。

(使用料の還付)

第11条 条例第9条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、火葬場使用料還付請求書(様式第4号)を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の請求書が提出された場合において、使用料の還付を決定したときは、火葬場使用料還付決定通知書を交付するものとする。

(損傷等の届出)

第12条 使用者は、施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(帳簿の備付け)

第13条 火葬場に次に掲げる帳簿を備え付けなければならない。

- (1) 図面
- (2) 火葬簿
- (3) 火葬場管理日誌
- (4) 火葬許可証(写し)綴
- (5) 改葬許可証(写し)綴

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年7月24日規則第4号)

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則(令和3年10月29日規則第9号)

この規則は、令和3年11月1日から施行する。
様式第1号(第3条関係)

火葬場使用(変更)許可申請書

年 月 日

久慈地区斎場指定管理者 様

申請者 住所
氏名
死亡者等との続柄

火葬場使用日時	年 月 日 時 分	
区	市町村住民 ・ その他の者	
遺体	大人(小人以外の者)	体
	小人(満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)	体
死産児	体	
身体の一部	件	
胞衣(胎盤)等	件	
改葬	件	
火葬場使用料	円	
火葬許可証又は改葬許可証	年 月 日 市・区・町・村 火葬許可証 許可番号第 号 改葬許可証 許可番号第 号	

備考 1 火葬許可証又は改葬許可証を添付してください。

2 身体の一部及び胞衣(胎盤)等を焼却する場合は、医師の証明書を添付してください。

様式第2号(第4条関係)

火葬場使用（変更）許可証

第 号
年 月 日

様

久慈地区斎場指定管理者

㊞

火葬場使用日時	年 月 日 時 分	
区 分	市町村住民 ・ その他の者	
遺体	大人（小人以外の者）	体
	小人（満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）	体
死産児	体	
身体の一部	件	
胞衣（胎盤）等	件	
改葬	件	
火葬場使用料	円	
火葬許可証又は改葬許可証	年 月 日 市・区・町・村 火葬許可証 許可番号第 号 改葬許可証 許可番号第 号	

火葬場使用許可の条件

- 1 使用を終了したとき、又は条例第6条の規定により使用を取り消されたときは、指定管理者の指示に従って、速やかに跡片付けその他の整理整頓をすること。
- 2 感染症の疾病にかかっていると認められる者、酒気を帯びていると認められる者、火薬、凶器等の危険物を携帯する者等で火葬場内の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者を入場させないこと。
- 3 その他火葬場の維持管理のためにする指定管理者の指示に従うこと。

様式第3号(第10条関係)

火葬場使用料免除申請書

年 月 日

久慈広域連合長 様

申請者 住所
氏名
死亡者等との続柄

火葬場条例第8条の規定により、使用料の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

死亡者の氏名（身体の一部等にあつてはその者の氏名、死産児にあつては父又は母の氏名）	
死亡者の住所（身体の一部等にあつてはその者の住所、死産児にあつては父又は母の住所）	
死亡者の生年月日（身体の一部等にあつてはその者の生年月日）	年 月 日
死亡（分娩）年月日	年 月 日
火葬場使用料（免除申請額）	円
使用料の免除を受けようとする理由	(理由)
	1 条例第8条第1号該当 2 条例第8条第2号該当
<p>火葬場使用料免除承認書</p> <p>審査の結果、免除することが適当であると認めます。</p> <p>年 月 日</p> <p>久慈広域連合 広域連合長 印</p>	

備考 「使用料の免除を受けようとする理由」を証明する書類を添付してください。

様式第4号(第11条関係)

火葬場使用料還付請求書

年 月 日

久慈広域連合長 様

請求者 住所
氏名
死亡者等との続柄

火葬場条例第9条ただし書の規定により、使用料の還付を次のとおり請求します。

火 葬 日 時	年 月 日 時 分
火葬場使用（変更）許可書	年 月 日 第 号
死亡者の氏名（身体の一部等にあつてはその者の氏名、死産児にあつては父又は母の氏名）	
死亡者の住所（身体の一部等にあつてはその者の住所、死産児にあつては父又は母の住所）	
死亡者の生年月日（身体の一部等にあつてはその者の生年月日）	年 月 日
死 亡（分娩）年月日	年 月 日
火葬場使用料既納額	円
火葬場使用料還付請求額	円
使用料の還付を受けようとする理由	(理由)
	1 条例第9条第1号該当 2 条例第9条第2号該当 3 条例第9条第3号該当
<p>火葬場使用料還付決定通知書</p> <p>審査の結果、還付することを決定したので、通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">久慈広域連合 広域連合長</p> <p style="text-align: right;">印</p>	

備考 火葬場使用料領収書（原本）を添付してください。